

議案第76号

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月26日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。